

第11回 憲法統治機構論の基礎1——国会と立法権2

今回は、前回に引き続き、国会と立法権について検討します。国会の組織・権能・活動方法について、日本国憲法の規定をみていきましょう。

2. 国会の組織

- 国会は、衆議院と参議院とによって構成される（42条）。

衆議院		参議院
_____人	定数	_____人
__年（_____制度あり）	任期	__年（3年ごとに半数改選）
満18歳以上	選挙権	満18歳以上
満__歳以上	被選挙権	満__歳以上
小選挙区（_____区）→_____人 比例代表選出（11ブロック）→_____人	選出方法	選挙区（_____区）→_____人 比例代表選出（全国）→_____人

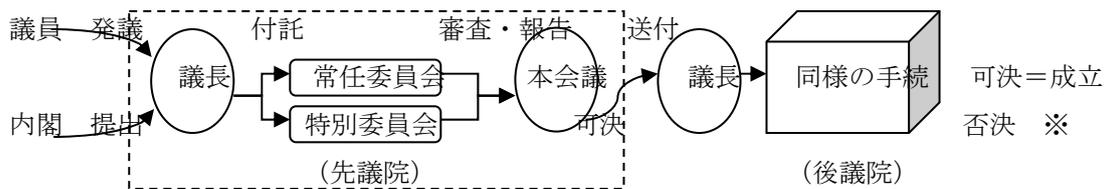
- 二院制は、通常、民選議員で構成される下院と、上院からなる。上院の構成には、貴族院型、連邦型、民主的第二次院型などがある。
- 二院制の意義としては、議会の専制の防止、下院と政府との衝突の緩和、下院の軽率な行為・過誤の回避、民意の忠実な反映などが考えられる。

3. 国会の権能・議院の権能

- 国会の権能には、皇室財産の授受の議決権（8条）、法律案の議決権（59条）、予算の議決権（60条）、条約締結の承認権（61条）、弾劾裁判所の設置権（64条）、行政監督権（66条3項）、内閣総理大臣の指名権（67条）、財政統制権（83～91条）、憲法改正の発議権（96条）がある。
- 議院の権能には、議員の逮捕許諾権・会期前に逮捕された議員の釈放要求権（50条）、議員の資格争訟の裁判権（55条）、役員選任権（58条1項）などの内部組織に関する自律権と、議院規則制定権（58条2項）や議員懲罰権（同条）などの運営に関する自律権のほかに、国政調査権（62条）がある。

#### 4. 国会の活動方法

- 国会の権能は、原則として両議院の議決の一致により行使される。
- 国会は、会期という一定の期間のみ、その権能を行使する。国会には、常会（52条）、臨時会（53条）、特別会（54条1項）の区別がある。そのほかに、衆議院が解散されてから、特別会が召集されるまでの間に、国会の開会を必要とする緊急事態が生じたときに、参議院のみで緊急集会を行い、国会を代行できる（54条2項但書、3項）。



※ 両院で議決が異なった場合には、両院協議会（そこで成案を得る）が開かれることもある。  
衆議院先議で参議院否決の場合には、衆議院で2/3の再可決によって法律は成立する。

- 法律案の制定（59条）、予算の議決（60条2項）、条約締結の承認（61条）、内閣総理大臣の指名（67条2項）に関して、衆議院に議決上の優越が認められる。
- 予算の審議は衆議院が先議であり（60条1項）、内閣不信任決議権（69条）は衆議院にしか認められない。

今回は、内閣と行政権についてです。日本国憲法に定める内閣と行政権の規定を概観しながら、議会と政府との関係はどうあるべきかと、国民と政府との関係はどうあるべきかについて、考えていくことにしましょう。